

第18節 消防用設備等の設置（変更）完成時の検査・試験基準

消防用設備等の検査・試験基準については、第16節及び第17節までの設置基準に適合していることを確認し、「消防用設備等の試験基準の全部改正について」（平成14年9月30日消防予第282号（平成29年3月31日消防予第80号改正））を準用して実施するほか、次によること。

第1 屋内消火栓設備の検査・試験基準

1 放水試験

(1) 試験方法

放水圧力が最も低くなると予想される箇所で、当該階の全ての屋内消火栓（設置個数が5を超えるときは5個）を同時に使用した場合及び放水圧力が最も高くなると予想される箇所の屋内消火栓1個を使用した場合のそれぞれのノズル先端における放水圧力及び放水量を測定する。

(2) 合否の判定基準

ノズル先端における放水圧力が0.35メガパスカル以上0.7メガパスカル以下で、かつ、放水量が260リットル毎分以上であること。

なお、放水量は次式により算出することができる。

$$Q = 0.653 D^2 \sqrt{10P}$$

Q：放水量（L／分）

D：ノズル口径（mm）

P：放水圧力（MPa）

第2 屋外消火栓設備の検査・試験基準

1 放水試験

(1) 試験方法

放水圧力が最も低くなると予想される箇所で、全ての屋外消火栓（設置個数が4を超えるときは4個）を同時に使用した場合及び放水圧力が最も高くなると予想される箇所の屋外消火栓1個を使用した場合のそれぞれのノズル先端における放水圧力及び放水量を測定する。

(2) 合否の判定基準

ノズル先端における放水圧力が0.35メガパスカル以上0.6メガパスカル以下で、かつ、放水量が450リットル毎分以上であること。

なお、放水量の算定については、第1「屋内消火栓設備の検査・試験基準」1(2)によること。

第3 泡消火設備の検査・試験基準

1 泡放射試験等

(1) 固定式泡消火設備

ア 固定式泡放出口（屋外貯蔵タンクに設ける泡チャンバー）

(ア) 試験口等を設ける場合

泡チャンバーにおける水放射試験及び試験口等における泡放射試験の実施

(イ) 試験口等を設けない場合

泡チャンバーにおける泡放射試験の実施

(ウ) 合否の判定基準

a 発泡倍率

6倍（水成膜泡消火設備は5倍）以上であること。

b 放射圧力

設置した泡チャンバーの使用範囲内であること。

c 放射量

設計値以上であること。

なお、放射量は放射圧力により性能曲線から求めることとして差し支えない。

d 還元時間

発泡前の泡水溶液の容量の25%の泡水溶液が泡から還元するために要する時間は1分以上であること。

e 混合率

3%型 … 3%以上4%以下であること。

6%型 … 6%以上8%以下であること。

イ 補助泡消火栓（屋外貯蔵タンクの固定式泡放出口に附属して設けるもの）

(ア) 泡放射試験

放射圧力が最も低くなると予想される箇所で、3個（ホース接続口が3個未満のときは、その個数）のノズルを同時に使用した場合のノズル先端における放射圧力及び放射量を測定する。

(イ) 合否の判定基準

それぞれのノズル先端における放射圧力が0.35メガパスカル以上で、かつ、放射量が400リットル毎分以上であること。

ウ 泡フォームヘッド

試験口等を設けない場合は任意の放射区画における泡放射試験を実施するほか、アを準用すること。

エ 泡モニターノズル

アの例によるほか、次によること。

(ア) 全てのノズルを同時に使用した場合の放射量及び水平放射距離を測定する。

(イ) 合否の判定基準

それぞれのノズル先端における放射量が1,900リットル毎分以上で、かつ、水平放射距離が30メートル以上であること。

(2) 移動式泡消火設備

(1) ア(ウ)の例によるほか、放射圧力及び放射量の測定については次による。

ア 屋内消火栓方式

(ア) 泡放射試験方法

放射圧力が最も低くなると予想される箇所で、当該階の全ての泡消火栓（設置個数が4を超えるときは4個）を同時に使用した場合のノズル先端における放射圧力及び放射量を測定する。

(イ) 合否の判定基準

それぞれのノズル先端における放射圧力が0.35メガパスカル以上で、かつ、放射量が200リットル毎分以上であること。

イ 屋外消火栓方式

(ア) 泡放射試験方法

放射圧力が最も低くなると予想される箇所で、全ての泡消火栓（設置個数が4を超えるときは4個）を同時に使用した場合のノズル先端における放射圧力及び放射量を測定する。

(イ) 合否の判定基準

それぞれのノズル先端における放射圧力が0.35メガパスカル以上で、かつ、放射量が400リットル毎分以上であること。

(3) パッケージ型固定泡消火設備（セルフ給油取扱所に設けるもの）

危険物保安技術協会の型式試験確認済のもの以外のものは、泡消火設備告示第18条第4項に規定する消火性能試験の結果を完成検査時に提出すること。また、危険物保安技術協会の型式試験確認済であるか否かに係わらず、次の試験を実施する。

ア 起動装置の試験

制御卓から実際に起動を行い、起動の確認及び起動中である旨の表示等の作動状況を確認する。

また、放出口が2系統以上のものは、切り替えの操作から30秒以内に放出できることを放射試験に併せて確認する。

イ 放射試験

水等を媒体とし、放水試験を実施する。

なお、放出された薬剤が車両停止位置において漏えいした危険物を有効に包含できることを放射試験により確認する。（車両停止位置（2×5メートル）の範囲全域を包含する必要はない。）

第4 検査及び試験を行うにあたっての留意事項

- 1 他の消防用設備等の範囲と重複する場合は、他の消防用設備等の試験実施者と連絡を取り、確実に実施すること。
- 2 他の消防用設備等と連動する方法のものにあつては、不用意に試験をしないこと。
- 3 測定及び試験に要する機器で校正を要するものは、校正された適正なものを、その他の機器は精度を確認し確実な測定を行うこと。
- 4 試験結果、基準に適合しない事項、機能障害等があるときは、速やかに改修して再度試験を行うこと。
- 5 防火対象物の関係者への設備の引渡しにあたっては、設備の構造、機能及び取扱い上の留意事項等について関係者に指導説明すること。